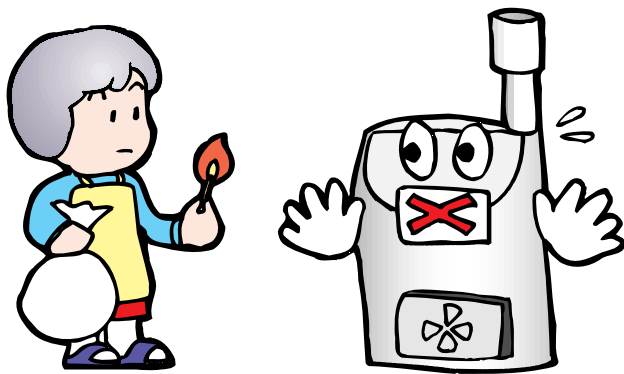


4月1日
施行

狭山市ダイオキシン類の 排出の抑制に関する条例

廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の排出を抑制することにより、大気、土壌などの汚染を防止し、市民皆さんの健康を守るとともに、生活環境の保全を図ることを目的とした「狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例」が4月1日から施行されました。



ごみを燃やすのはやめましょう

狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例では、次のことを定めています

■簡易焼却炉の使用自粛

焼却能力が1時間当たり30kg未満の焼却炉の使用自粛と、野焼きなどの不適切な焼却を行わないことを定めています。ただし、次の焼却行為は一定の条件を付し規則で除かれます。

- ◇落ち葉又は不用農作物の焼却その他これらに類する焼却
- ◇宗教上の行為として行われるお札等の焼却その他習慣・行事等として行われる焼却（ただし、プラスチック類を混入しない、焼却する量、回数及び時間を極力少なくすること）

■環境調査

ダイオキシン類の汚染の状況を把握するために、大気、土壌などに含まれるダイオキシン類調査を実施し、速やかに結果を公表します。

■不適切な焼却の監視活動

不適切な焼却を防止するために、監視活動を行います。また、必要と認めるときは、事業者および市民に対し、指導または勧告を行うことができます。

■事業者が所有する焼却施設のダイオキシン類排出量調査の立会い

焼却炉を所有する事業者で排ガス中のダイオキシン類調査を実施する場合、事前に市に報告し、当該調査への立会いに協力するよう規定しています。

●問い合わせダイオキシン対策チームへ内線3651

条例では、市や事業者が持つ大型焼却炉の排出ガスに含まれるダイオキシン類についての目標値を定めています

■市の廃棄物焼却施設の目標値（平成14年12月1日以降）

廃棄物焼却施設の名称	ダイオキシン類の目標値
狭山市第一環境センター	1 ng - TEQ/m ³ N以下
狭山市第二環境センター	0.5 ng - TEQ/m ³ N以下

■大型焼却炉の目標値（平成14年12月1日以降）

大型焼却炉の規模	ダイオキシン類の目標値
焼却能力が1時間当たり200kg以上2,000kg未満	5 ng - TEQ/m ³ N以下
焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1 ng - TEQ/m ³ N以下
焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1 ng - TEQ/m ³ N以下

※単位の説明▶ng（ナノグラム）…10億分の1グラム▶m³N（ノルマル立方メートル）…温度が0度で1気圧の標準状態での気体の容積▶TEQ（毒性等価換算濃度の略）…いろいろなダイオキシンを最も毒性の強いダイオキシンに換算して表したもの

埼玉県公害防止条例で 事業者を対象とした小型焼却炉の規制を開始

埼玉県では、焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するため、埼玉県公害防止条例を改正して新たに事業者の「小型焼却炉」を規制対象とし、ダイオキシン類の排出基準や構造基準などを定めました。改正された埼玉県公害防止条例は4月1日から施行されています。

規模

次の表のいずれかに該当する廃棄物焼却炉を埼玉県公害防止条例の指定ばい煙発生施設に追加し、「小型焼却炉」として規制対象とします。対象となるのは、事業者が設置している、または設置しようとする焼却炉です。なお、既に大気汚染防止法で規制対象になっている施設を除きます。

項目	規模
焼却能力	1時間当たりの焼却能力が30kg以上
火格子面積 ※1	0・3㎡以上
火床面積 ※2	0・3㎡以上
燃焼室の容積	0・42㎡以上

※1火格子：格子状など、焼却物が燃焼する部分の床の下から空気が入るもの
※2火床：焼却物が燃焼する部分の床

で火格子がないもの

届け出

小型焼却炉を既に設置または設置する場合には、次のことが義務づけられています。

▼設置届や変更届など各種届け出
既に設置している小型焼却炉を引き続き使用する場合には、4月30日までに「指定ばい煙発生施設使用届出書」を西部環境管理事務所に届け出てください。

▼排出基準・構造基準・維持管理基準の遵守（表1・2）
▼定期的な排ガス測定

●問い合わせ県環境生活部大気水質課 ☎048-830-3058
か西部環境管理事務所 ☎049-244-1250

排出基準（表1）

既に設置している施設は、1年間排出基準の適用が猶予されます。

項目	新設	既設	備考
ばいじん (g/m ³ N)	0.15	0.25	
塩化水素 (mg/m ³ N)	500	500	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	5	80 (暫定) 10	焼却能力が1時間当たり100kg以上の施設に適用 ※

構造基準・維持管理基準（表2）

焼却能力が1時間当たり100kg以上の施設と100kg未満の施設で内容が異なります。なお、既設炉については平成14年11月30日まで適用が猶予されます。

規模	主な構造基準	主な維持管理基準
焼却能力が1時間あたり100kg以上 ※	▶燃焼ガスが800度以上で2秒以上滞留できる燃焼室 ▶燃焼ガスを200度以下に冷却できる冷却設備 ▶高度な機能を有する集じん機を設置していること	▶燃焼室内の燃焼ガス温度を800度以上に保つこと ▶排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下とすること ▶燃焼ガス温度、集じん機流入の燃焼ガス温度及び排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること
上記以外の施設	▶燃焼ガスが800度以上の状態で、廃棄物を焼却できる燃焼室 ▶集じん機を設置していること	▶燃焼室内の燃焼ガス温度を800度以上に保つこと ▶燃焼室内の燃焼ガス温度を連続的に測定、定期的に記録すること

※焼却能力が1時間当たり100kg以上、火格子又は火床面積が1㎡以上、燃焼室容積が1.4㎡以上のいずれかが該当する場合に、基準が適用されます